

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～30 [略]</p>	<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～30 [略]</p> <p>31 <u>条例別表第2第31号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 安否の確認を要する者の氏名、性別、住所及び生年月日の確認</u></p> <p><u>(2) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の一時使用の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。